【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年11月29日 |
| 【発行者名】 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長　鈴木　郁也 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝3丁目33番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | ファンド・レポーティング部長　橋詰　廣志 |
| 【電話番号】 | 03-6737-0521 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 外国株式インデックス・オープン |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 上限10兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月16日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の内容に訂正すべき事項が生じましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の「第一部　証券情報」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

(5)申込手数料
＜訂正前＞
取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額に、1.05%（税抜（※）1.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
（中略）
※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

＜訂正後＞
取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額に、1.05%（税抜1.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
（中略）
※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。また、消費税率が8%になった場合は、1.08%（税込）となります。

(12)その他
＜訂正前＞
①受益権の取得申込みの方法
（中略）
当ファンドは「分配金再投資コース」（収益分配金が自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。
（後略）

＜訂正後＞
①受益権の取得申込みの方法
（中略）
収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
（後略）

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

### 1 ファンドの性格

**原届出書の「第二部　ファンド情報」「第1　ファンドの状況」「1　ファンドの性格」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。**

**（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。**

**(1)ファンドの目的及び基本的性格**

**④　ファンドの特色**

**該当情報を以下の内容に更新・訂正します。**

**＜更新・訂正後＞**

**１．日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。**

**●原則として、為替ヘッジは行いません。**

**２．MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目指します。**

**？ MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）とは**

インデックスの概要
(2013年9月末現在)

| | |
|---|---|
| 構成国 | 23カ国 |
| 構成銘柄数 | 1,287銘柄 |
| 時価総額 | 約2,632兆円 |

地域別構成比

| | |
|---|---|
| 北米(63.5%) | 米国／カナダ |
| 欧州(30.4%) | 英国／スイス／スウェーデン／デンマーク<br>ノルウェー／ドイツ／フランス／オランダ<br>ベルギー／オーストリア／イタリア／ポルトガル<br>スペイン／フィンランド／アイルランド／ギリシャ |
| アジア・オセアニア(5.9%) | オーストラリア／香港／ニュージーランド<br>シンガポール |
| 中東(0.2%) | イスラエル |

(出所)MSCI社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

**資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。**

**(3)ファンドの仕組み**

**＜訂正前＞**

**（前略）**

**③委託会社の概況**

**イ．資本金の額：3億円（平成25年6月28日現在）**

**（中略）**

**ハ．大株主の状況（平成25年6月28日現在）**

**（後略）**

**＜訂正後＞**

**（前略）**

**③委託会社の概況**

**イ．資本金の額：3億円（平成25年9月30日現在）**

**（中略）**

**ハ．大株主の状況（平成25年9月30日現在）**

**（後略）**

次へ

2 投資方針

**原届出書の「第二部　ファンド情報」「第1　ファンドの状況」「2　投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。**

**(3)運用体制**
**＜更新・訂正後＞**
**ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年11月29日現在のものであり、今後変更されることがあります。**

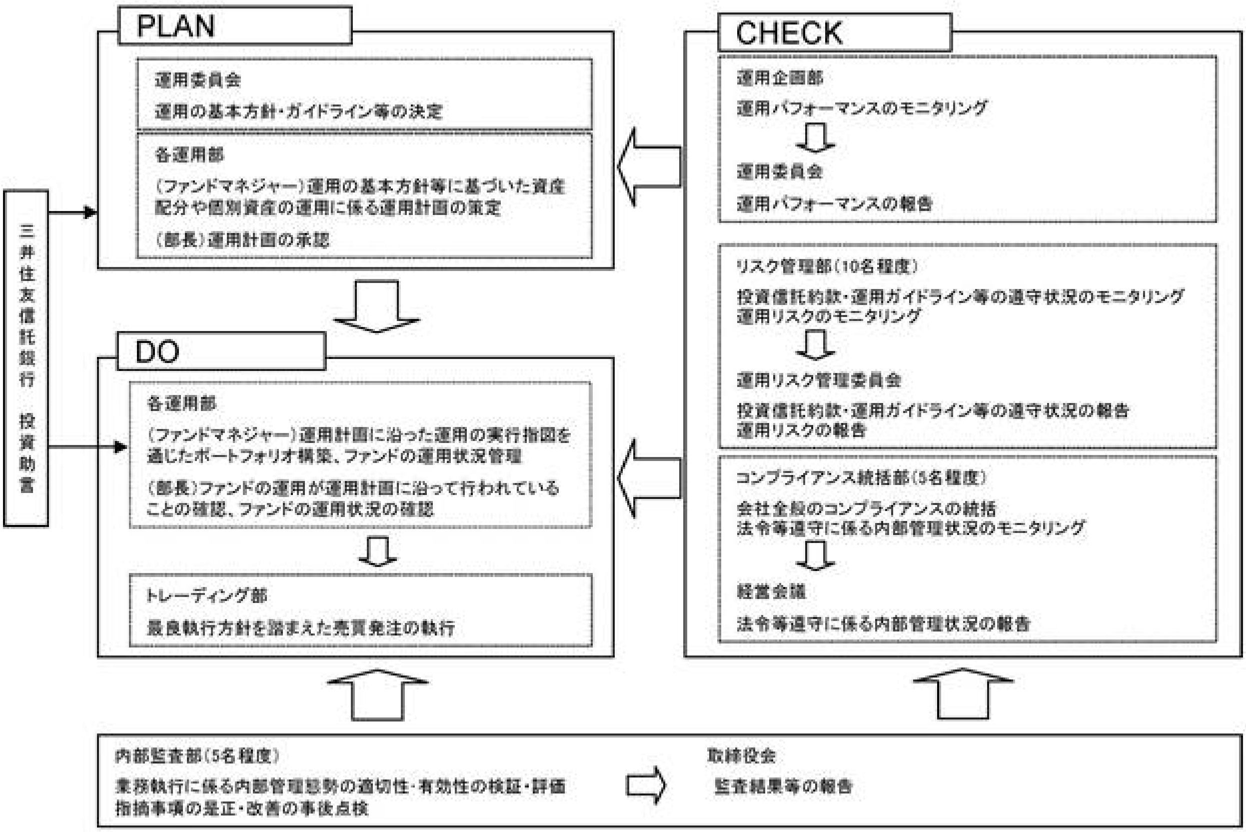


**委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。**

**委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。**

次へ

3 投資リスク

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第1　ファンドの状況」「3　投資リスク」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

(2)リスクの管理体制
＜訂正前＞
委託会社におけるリスク管理体制
①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。
（後略）

＜訂正後＞
委託会社におけるリスク管理体制
①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
（後略）

次へ

4 手数料等及び税金

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第1　ファンドの状況」「4　手数料等及び税金」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

(1)申込手数料
＜訂正前＞
①取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額に、1.05%（税抜 1.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
②「分配金再投資コース」（※）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
※当ファンドは「分配金再投資コース」（収益分配金が自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。
③上記①の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等 (1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

＜訂正後＞
①取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額に、1.05%（※）（税抜 1.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
※消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。
②「分配金再投資コース」（※）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。
③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等 (1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(3)信託報酬等

＜訂正前＞

（前略）

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.84%（税抜 0.8%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

| | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年率　0.378% | （税抜　0.36%） |
| 販売会社 | 年率　0.3885% | （税抜　0.37%） |
| 受託会社 | 年率　0.0735% | （税抜　0.07%） |

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.84%（※）（税抜 0.8%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

| | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年率　0.378% | （税抜　0.36%） |
| 販売会社 | 年率　0.3885% | （税抜　0.37%） |
| 受託会社 | 年率　0.0735% | （税抜　0.07%） |

※消費税率が8%になった場合は、0.864%となります。その配分は下記の通りです。

| | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年率　0.3888% | （税抜　0.36%） |
| 販売会社 | 年率　0.3996% | （税抜　0.37%） |
| 受託会社 | 年率　0.0756% | （税抜　0.07%） |

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（後略）

(5)課税上の取扱い

＜訂正前＞

（前略）

※上記は、平成25年6月28日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

※上記は、平成25年9月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

次へ

5 運用状況

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第1　ファンドの状況」「5　運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

以下の記載は、平成25年9月30日現在の状況について記載してあります。

(1)投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,647,324,899 | 100.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 59,491 | 0.00 |
| 合計(純資産総額) | | 1,647,384,390 | 100.00 |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
ａ．投資有価証券の主要銘柄

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額(円) | | 評価額(円) | | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックス マザーファンド | 1,143,657,942 | 1.4421 | 1,649,307,352 | 1.4404 | 1,647,324,899 | 100.00 |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ｂ．投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 100.00 |
| 合計 | 100.00 |

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ｃ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)運用実績

① 純資産の推移

| | 純資産総額(円) | | 1万口当たりの純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第4期計算期間末<br>(平成16年 5月31日) | 596,371,255 | 596,371,255 | 8,336 | 8,336 |
| 第5期計算期間末<br>(平成17年 5月30日) | 775,806,504 | 783,831,853 | 9,070 | 9,164 |
| 第6期計算期間末<br>(平成18年 5月29日) | 916,491,244 | 932,547,578 | 10,676 | 10,863 |
| 第7期計算期間末<br>(平成19年 5月29日) | 1,398,185,125 | 1,425,970,725 | 14,071 | 14,350 |
| 第8期計算期間末<br>(平成20年 5月29日) | 1,492,120,806 | 1,504,397,266 | 11,626 | 11,722 |
| 第9期計算期間末<br>(平成21年 5月29日) | 1,003,204,349 | 1,018,126,762 | 6,701 | 6,801 |
| 第10期計算期間末<br>(平成22年 5月31日) | 1,165,423,839 | 1,189,767,470 | 7,181 | 7,331 |
| 第11期計算期間末<br>(平成23年 5月30日) | 1,382,676,461 | 1,408,612,396 | 7,997 | 8,147 |
| 第12期計算期間末<br>(平成24年 5月29日) | 1,179,478,476 | 1,196,307,486 | 7,009 | 7,109 |
| 第13期計算期間末<br>(平成25年 5月29日) | 1,667,566,942 | 1,697,012,386 | 11,326 | 11,526 |
| 平成24年 9月末日 | 1,244,748,154 | ― | 7,681 | ― |
| 10月末日 | 1,248,723,632 | ― | 7,786 | ― |
| 11月末日 | 1,299,152,707 | ― | 8,105 | ― |
| 12月末日 | 1,367,922,883 | ― | 8,670 | ― |
| 平成25年 1月末日 | 1,550,045,985 | ― | 9,648 | ― |
| 2月末日 | 1,555,257,612 | ― | 9,733 | ― |
| 3月末日 | 1,540,673,373 | ― | 10,118 | ― |
| 4月末日 | 1,571,614,274 | ― | 10,750 | ― |
| 5月末日 | 1,661,776,760 | ― | 11,192 | ― |
| 6月末日 | 1,542,141,809 | ― | 10,492 | ― |
| 7月末日 | 1,593,318,061 | ― | 10,974 | ― |
| 8月末日 | 1,583,602,196 | ― | 10,832 | ― |
| 9月末日 | 1,647,384,390 | ― | 11,260 | ― |

② 分配の推移

| 期　間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|---|---|
| 第4期計算期間(平成15年 5月30日～平成16年 5月31日) | 0 |
| 第5期計算期間(平成16年 6月 1日～平成17年 5月30日) | 100 |
| 第6期計算期間(平成17年 5月31日～平成18年 5月29日) | 200 |
| 第7期計算期間(平成18年 5月30日～平成19年 5月29日) | 300 |
| 第8期計算期間(平成19年 5月30日～平成20年 5月29日) | 100 |
| 第9期計算期間(平成20年 5月30日～平成21年 5月29日) | 100 |
| 第10期計算期間(平成21年 5月30日～平成22年 5月31日) | 150 |
| 第11期計算期間(平成22年 6月 1日～平成23年 5月30日) | 150 |

| | |
|---|---|
| 第12期計算期間(平成23年 5月31日～平成24年 5月29日) | 100 |
| 第13期計算期間(平成24年 5月30日～平成25年 5月29日) | 200 |

③ 収益率の推移

| 期 間 | 収益率(%) |
|---|---|
| 第4期計算期間(平成15年 5月30日～平成16年 5月31日) | 11.9 |
| 第5期計算期間(平成16年 6月 1日～平成17年 5月30日) | 9.9 |
| 第6期計算期間(平成17年 5月31日～平成18年 5月29日) | 19.8 |
| 第7期計算期間(平成18年 5月30日～平成19年 5月29日) | 34.4 |
| 第8期計算期間(平成19年 5月30日～平成20年 5月29日) | △16.7 |
| 第9期計算期間(平成20年 5月30日～平成21年 5月29日) | △41.5 |
| 第10期計算期間(平成21年 5月30日～平成22年 5月31日) | 9.4 |
| 第11期計算期間(平成22年 6月 1日～平成23年 5月30日) | 13.5 |
| 第12期計算期間(平成23年 5月31日～平成24年 5月29日) | △11.1 |
| 第13期計算期間(平成24年 5月30日～平成25年 5月29日) | 64.4 |

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。
(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)設定及び解約の実績

| 期 間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
|---|---|---|---|
| 第4期計算期間<br>(平成15年 5月30日～平成16年 5月31日) | 571,050,572 | 136,015,859 | 715,411,266 |
| 第5期計算期間<br>(平成16年 6月 1日～平成17年 5月30日) | 256,044,093 | 116,122,869 | 855,332,490 |
| 第6期計算期間<br>(平成17年 5月31日～平成18年 5月29日) | 304,907,982 | 301,747,553 | 858,492,919 |
| 第7期計算期間<br>(平成18年 5月30日～平成19年 5月29日) | 322,713,439 | 187,523,245 | 993,683,113 |
| 第8期計算期間<br>(平成19年 5月30日～平成20年 5月29日) | 392,159,422 | 102,448,985 | 1,283,393,550 |
| 第9期計算期間<br>(平成20年 5月30日～平成21年 5月29日) | 381,440,574 | 167,780,108 | 1,497,054,016 |
| 第10期計算期間<br>(平成21年 5月30日～平成22年 5月31日) | 287,821,279 | 161,966,526 | 1,622,908,769 |
| 第11期計算期間<br>(平成22年 6月 1日～平成23年 5月30日) | 272,270,796 | 166,117,168 | 1,729,062,397 |
| 第12期計算期間<br>(平成23年 5月31日～平成24年 5月29日) | 176,510,360 | 222,671,729 | 1,682,901,028 |
| 第13期計算期間<br>(平成24年 5月30日～平成25年 5月29日) | 356,957,503 | 567,586,301 | 1,472,272,230 |

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

## 外国株式インデックス マザーファンド

(1)投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 85,567,415,419 | 53.58 |
| | イギリス | 15,086,656,971 | 9.45 |
| | スイス | 7,201,899,486 | 4.51 |
| | カナダ | 7,178,788,138 | 4.50 |
| | フランス | 6,509,014,868 | 4.08 |
| | ドイツ | 6,266,624,580 | 3.92 |
| | オーストラリア | 5,326,224,098 | 3.34 |
| | オランダ | 2,476,210,490 | 1.55 |
| | スウェーデン | 2,327,472,410 | 1.46 |
| | スペイン | 2,260,705,971 | 1.42 |
| | 香港 | 1,747,906,027 | 1.09 |
| | イタリア | 1,474,983,739 | 0.92 |
| | アイルランド | 1,188,793,039 | 0.74 |
| | シンガポール | 1,077,548,764 | 0.67 |
| | ジャージー | 870,735,789 | 0.55 |
| | ベルギー | 842,781,876 | 0.53 |
| | デンマーク | 809,163,596 | 0.51 |
| | アンティル | 671,981,432 | 0.42 |
| | フィンランド | 652,860,075 | 0.41 |
| | バミューダ | 639,266,607 | 0.40 |
| | ノルウェー | 465,299,459 | 0.29 |
| | イスラエル | 323,876,861 | 0.20 |
| | ルクセンブルク | 259,944,338 | 0.16 |
| | オーストリア | 219,069,239 | 0.14 |
| | ケイマン | 208,796,847 | 0.13 |
| | ポルトガル | 128,365,030 | 0.08 |
| | ニュージーランド | 93,277,191 | 0.06 |
| | 英ヴァージン諸島 | 81,748,017 | 0.05 |
| | パナマ | 73,922,460 | 0.05 |
| | ガーンジー | 42,732,974 | 0.03 |
| | マン島 | 41,363,015 | 0.03 |
| | リベリア | 33,681,052 | 0.02 |
| | モーリシャス | 17,957,846 | 0.01 |
| | ギリシャ | 16,341,198 | 0.01 |
| | 小計 | 152,183,408,902 | 95.29 |
| 投資信託受益証券 | オーストラリア | 59,133,712 | 0.04 |
| | シンガポール | 25,869,537 | 0.02 |
| | 香港 | 11,901,318 | 0.01 |
| | 小計 | 96,904,567 | 0.06 |
| 投資証券 | アメリカ | 2,141,970,472 | 1.34 |
| | オーストラリア | 400,148,101 | 0.25 |
| | フランス | 213,973,508 | 0.13 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | イギリス | 199,441,594 | 0.12 |
| | 香港 | 64,996,984 | 0.04 |
| | シンガポール | 55,869,762 | 0.03 |
| | カナダ | 37,119,417 | 0.02 |
| | オランダ | 19,408,890 | 0.01 |
| | 小計 | 3,132,928,728 | 1.96 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 4,291,044,910 | 2.69 |
| 合計(純資産総額) | | 159,704,287,107 | 100.00 |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
ａ．投資有価証券の主要銘柄

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額(円) | | 評価額(円) | | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 54,895 | 43,150.75 | 2,368,760,970 | 47,188.81 | 2,590,429,862 | 1.62 |
| アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL | エネルギー | 259,757 | 9,030.14 | 2,345,643,374 | 8,494.47 | 2,206,499,342 | 1.38 |
| アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | ソフトウェア・サービス | 462,980 | 3,422.22 | 1,584,422,887 | 3,254.09 | 1,506,582,060 | 0.94 |
| アメリカ | 株式 | GENERAL ELECTRIC CO | 資本財 | 601,984 | 2,306.89 | 1,388,716,889 | 2,350.88 | 1,415,196,660 | 0.89 |
| アメリカ | 株式 | JOHNSON & JOHNSON | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 163,898 | 8,563.87 | 1,403,602,394 | 8,477.85 | 1,389,503,888 | 0.87 |
| アメリカ | 株式 | CHEVRON CORP | エネルギー | 112,856 | 12,358.53 | 1,394,734,543 | 11,988.05 | 1,352,924,499 | 0.85 |
| アメリカ | 株式 | GOOGLE INC-CL A | ソフトウェア・サービス | 15,784 | 86,144.14 | 1,359,699,145 | 85,667.12 | 1,352,169,861 | 0.85 |
| スイス | 株式 | NESTLE SA - REGISTERED | 食品・飲料・タバコ | 187,742 | 7,074.00 | 1,328,086,908 | 6,831.00 | 1,282,465,602 | 0.80 |
| アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO | 家庭用品・パーソナル用品 | 159,563 | 7,904.06 | 1,261,196,323 | 7,547.27 | 1,204,266,239 | 0.75 |
| アメリカ | 株式 | WELLS FARGO & CO | 銀行 | 292,929 | 3,960.82 | 1,160,241,971 | 4,065.42 | 1,190,880,147 | 0.75 |
| イギリス | 株式 | HSBC HOLDINGS PLC (GB) | 銀行 | 1,098,167 | 1,174.60 | 1,289,916,512 | 1,071.37 | 1,176,549,689 | 0.74 |
| アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 各種金融 | 220,046 | 5,337.14 | 1,174,418,508 | 5,106.45 | 1,123,656,097 | 0.70 |
| アメリカ | 株式 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | ソフトウェア・サービス | 61,324 | 20,310.49 | 1,245,520,795 | 18,271.42 | 1,120,477,173 | 0.70 |
| アメリカ | 株式 | PFIZER | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 382,194 | 2,830.83 | 1,081,930,062 | 2,823.01 | 1,078,941,305 | 0.68 |
| スイス | 株式 | ROCHE HOLDING GENUSS | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 40,902 | 27,280.79 | 1,115,839,281 | 26,341.19 | 1,077,407,762 | 0.67 |
| アメリカ | 株式 | AT&T INC | 電気通信サービス | 315,878 | 3,536.59 | 1,117,132,555 | 3,321.54 | 1,049,202,991 | 0.66 |
| スイス | 株式 | NOVARTIS | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 133,917 | 7,711.19 | 1,032,660,770 | 7,522.19 | 1,007,350,457 | 0.63 |
| イギリス | 株式 | VODAFONE GROUP PLC | 電気通信サービス | 2,848,571 | 311.43 | 887,151,261 | 343.37 | 978,118,039 | 0.61 |
| アメリカ | 株式 | COCA-COLA CO | 食品・飲料・タバコ | 233,361 | 4,159.26 | 970,609,656 | 3,753.59 | 875,943,849 | 0.55 |
| アメリカ | 株式 | BANK OF AMERICA CORP | 各種金融 | 627,615 | 1,304.96 | 819,014,039 | 1,358.72 | 852,756,190 | 0.53 |
| アメリカ | 株式 | CITIGROUP | 各種金融 | 177,151 | 5,062.47 | 896,822,065 | 4,778.99 | 846,604,186 | 0.53 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 株式 | MERCK & CO | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 175,797 | 4,654.85 | 818,309,544 | 4,671.47 | 821,230,851 | 0.51 |
| アメリカ | 株式 | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL | 食品・飲料・タバコ | 95,216 | 9,125.93 | 868,935,503 | 8,536.50 | 812,812,098 | 0.51 |
| アメリカ | 株式 | VERIZON COMMUNICATIONS | 電気通信サービス | 167,979 | 4,967.65 | 834,461,719 | 4,594.24 | 771,737,520 | 0.48 |
| イギリス | 株式 | BP PLC | エネルギー | 1,105,443 | 761.99 | 842,340,712 | 697.33 | 770,864,082 | 0.48 |
| アメリカ | 株式 | ORACLE CORP | ソフトウェア・サービス | 219,397 | 3,375.30 | 740,532,339 | 3,301.99 | 724,447,797 | 0.45 |
| フランス | 株式 | TOTAL SA | エネルギー | 124,532 | 5,284.03 | 658,030,936 | 5,759.42 | 717,232,371 | 0.45 |
| イギリス | 株式 | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | エネルギー | 221,111 | 3,563.34 | 787,895,572 | 3,221.08 | 712,217,048 | 0.45 |
| イギリス | 株式 | GLAXOSMITHKLINE | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 286,775 | 2,817.16 | 807,892,148 | 2,479.64 | 711,099,233 | 0.45 |
| アメリカ | 株式 | CISCO SYSTEMS | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 311,138 | 2,335.24 | 726,584,236 | 2,282.46 | 710,160,817 | 0.44 |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 株式 | 95.29 |
| 投資信託受益証券 | 0.06 |
| 投資証券 | 1.96 |
| 合計 | 97.31 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 10.21 |
| | | 素材 | 5.62 |
| | | 資本財 | 7.50 |
| | | 商業・専門サービス | 0.92 |
| | | 運輸 | 1.78 |
| | | 自動車・自動車部品 | 1.67 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 1.65 |
| | | 消費者サービス | 1.71 |
| | | メディア | 2.87 |
| | | 小売 | 3.10 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 2.23 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 6.18 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 1.81 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 2.84 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 8.49 |
| | | 銀行 | 7.73 |
| | | 各種金融 | 5.76 |
| | | 保険 | 4.18 |
| | | 不動産 | 0.69 |
| | | ソフトウェア・サービス | 6.23 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.93 |
| | | 電気通信サービス | 3.49 |
| | | 公益事業 | 3.22 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 1.47 |
| 合計 | | | 95.29 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③ その他投資資産の主要なもの

| 資産の種類 | 資産の名称 | 取引所 | 買建／売建 | 通貨 | 数量 | 簿価金額(現地通貨) | 評価金額(現地通貨) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | S&P 500 FUTU | シカゴ商業取引所 | 買建 | アメリカドル | 57 | 24,192,081.50 | 24,031,200 | 2,349,049,800 | 1.47 |
| | S&P/TSE 60 | モントリオール取引所 | 買建 | カナダドル | 15 | 2,202,161.50 | 2,206,200 | 209,213,946 | 0.13 |
| | SWISS MKT IX | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | 買建 | スイスフラン | 27 | 2,172,999 | 2,173,500 | 234,738,000 | 0.15 |
| | DJ EURO STOX | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | 買建 | ユーロ | 115 | 3,325,587.50 | 3,343,050 | 440,848,003 | 0.28 |
| | SPI 200 FUTU | シドニー先物取引所 | 買建 | オーストラリアドル | 18 | 2,359,026 | 2,389,050 | 217,092,973 | 0.14 |
| | FTSE 100 | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | 買建 | イギリスポンド | 48 | 3,131,100 | 3,110,640 | 491,761,077 | 0.31 |

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## （参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

外国株式インデックス・オープン

# 運用実績

当初設定日：2000年5月30日
作成基準日：2013年9月30日

### 基準価額・純資産の推移

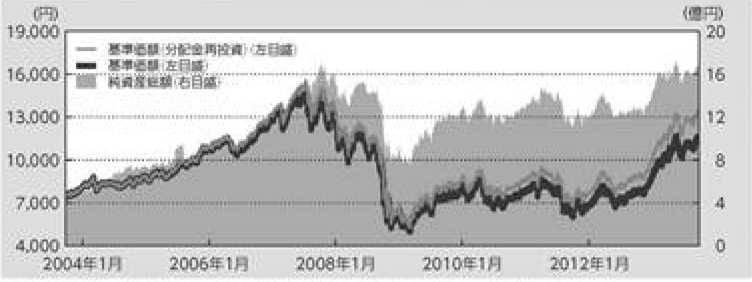


| | |
|---|---|
| 基準価額 | 11,260円 |
| 純資産総額 | 16億円 |

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:1,400円

| 決算期 | 2009年5月 | 2010年5月 | 2011年5月 | 2012年5月 | 2013年5月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 分配金 | 100円 | 150円 | 150円 | 100円 | 200円 |

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

| 銘柄名 | 国／地域 | 種類 | 業種 | 実質投資比率 |
|---|---|---|---|---|
| APPLE INC | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 1.6% |
| EXXON MOBIL | アメリカ | 株式 | エネルギー | 1.4% |
| MICROSOFT CORP | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サービス | 0.9% |
| GENERAL ELECTRIC CO | アメリカ | 株式 | 資本財 | 0.9% |
| JOHNSON & JOHNSON | アメリカ | 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 0.9% |
| CHEVRON CORP | アメリカ | 株式 | エネルギー | 0.8% |
| GOOGLE INC-CL A | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サービス | 0.8% |
| NESTLE SA - REGISTERED | スイス | 株式 | 食品・飲料・タバコ | 0.8% |
| PROCTER & GAMBLE CO | アメリカ | 株式 | 家庭用品・パーソナル用品 | 0.8% |
| WELLS FARGO & CO | アメリカ | 株式 | 銀行 | 0.7% |

### 年間収益率の推移(暦年ベース)

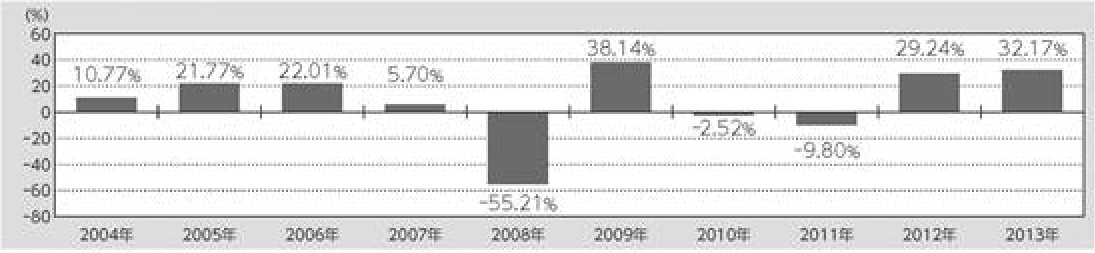


※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2013年は年初から作成基準日までの収益率です。

**記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。**

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第2　管理及び運営」「1　申込（販売）手続等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

(1)申込手続

＜訂正前＞

（前略）

②当ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される分配金再投資専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。

③販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

④上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

＜訂正後＞

（前略）

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。

④販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

⑤上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

**フリーダイヤル：0120-668001**
**（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）**

**(3)申込単位**
**＜訂正前＞**
**販売会社が定める単位とします（受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。**
**（後略）**

**＜訂正後＞**
**販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。**
**（後略）**

4 受益者の権利等

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第2　管理及び運営」「4　受益者の権利等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞
受益者の有する主な権利は次の通りです。
(1)収益分配金に対する請求権

（中略）

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

（後略）

＜訂正後＞
受益者の有する主な権利は次の通りです。
(1)収益分配金に対する請求権

（中略）

②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

2 ファンドの現況

原届出書の「第二部　ファンド情報」「第3　ファンドの経理状況」「2　ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

純資産額計算書(平成25年9月30日現在)

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 1,652,864,304 円 |
| Ⅱ 負債総額 | 5,479,914 円 |
| Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ) | 1,647,384,390 円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 1,463,010,338 口 |
| Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ) | 1.1260 円 |
| 1万口当たり純資産額 | 11,260 円 |

(参考情報)

外国株式インデックス マザーファンド

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 160,134,356,781 円 |
| Ⅱ 負債総額 | 430,069,674 円 |
| Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ) | 159,704,287,107 円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 110,876,572,872 口 |
| Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ) | 1.4404 円 |
| 1万口当たり純資産額 | 14,404 円 |

**第三部【委託会社等の情報】**

**第1【委託会社等の概況】**

1 委託会社等の概況

原届出書の「第三部　委託会社等の情報」「第1　委託会社等の概況」「1　委託会社等の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)資本金の額（平成25年6月28日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

②投資運用の意思決定機構

（中略）

［CHECK（検証・評価）］

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN→DO→CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年8月16日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

**(1)資本金の額（平成25年9月30日現在）**

**（中略）**

**(2)委託会社の機構**

**（中略）**

**②投資運用の意思決定機構**

**（中略）**

［CHECK（検証・評価）］

**運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。**

**このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。**

**また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。**

**こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。**

**さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。**

委託会社の機構は平成25年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

次へ

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部　委託会社等の情報」「第1　委託会社等の概況」「2　事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

平成25年6月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

| | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 317 | 4,352,908 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 2 | 180 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 319 | 4,353,089 |

＜訂正後＞

（前略）

平成25年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

| | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 325 | 4,457,047 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 325 | 4,457,047 |

次へ

**5 その他**

**原届出書の「第三部　委託会社等の情報」「第1　委託会社等の概況」「5　その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。**
**（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。**

**(2)訴訟事件その他の重要事項**
**＜訂正前＞**
**平成25年8月16日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。**

**＜訂正後＞**
**平成25年11月29日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。**